

農林水産・商工関係

10 地域農林水産業の振興

(総務省，外務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，
農林水産省，林野庁，経済産業省，国土交通省，環境省)

【提案の要旨】

- 1 食料の安定供給の確保と農業の持つ多面的機能を発揮するため農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。
- 2 WTO新ラウンドにおける農業交渉に当たっては，農産物の貿易に関する新たな国際ルール確立に向けて，食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など，我が国の考え方を積極的に主張すること。
経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉においても，我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。
また，引き続き国民に情報提供を行い，国民の理解の下で交渉を進めること。
- 3 国による関与・義務付けを廃止・縮小すること。
- 4 「森林・林業基本計画」・「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」に基づく施策を推進し，森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図ること。
- 5 農薬のポジティブリスト制度における一律基準を見直し農薬ごとに適正な基準を設定するとともに，シジミにおける早急な基準値設定及びシジミ採捕漁業者に対する損失補てん制度を創設すること。

【提案の理由】

農業を取り巻く環境は，近年の米の生産調整の拡大，農産物価格の低迷，担い手の減少，高齢化等厳しい課題に直面している。

このような環境の中で，農産物の安定的な供給を確保するため，農地の保全はもとより生産基盤・生活環境を整備し，21世紀の活力ある農業を構築することが大きな課題となっている。

国は地方分権の推進や農政改革の方向に沿った補助金改革の一環として，事務手続きの大幅な軽減及び地域の取組の自由度の拡大を目的として，補助金から交付金への切り替えを進めている。また，農地・水・環境保全向上対策など地域レベルで任意団体（協議会）を設立のうえ，交付金を県を経由せずに団体へ直接交付するという施策が増えている。交付金化により，事業間流用は可能となったものの地方の裁量は少なく，従来の補助金に比べ申請等の事務はむしろ複雑化している。また，担い手の育成をはじめする農

業の生産対策は地域において主体的・総合的に実施することが効果的であるにもかかわらず、国が直接関与する仕組みが続けられている。

また、近年における木材価格の大幅な低落等、林業経営を取り巻く環境が一段と悪化する中で、国民の森林に対する期待は、木材生産を主体とした機能から、水源かん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の重視へと変化しており、国民の生命・財産を守る重要な役割を担っている森林を健全な姿で将来の世代に引き継いでいくことが重要な課題となっている。

次に、農薬のポジティブリスト制度については、消費者の食の安全・安心を確保する枠組みとしては一定の評価ができるものと考えられるが、国内外で残留基準が設定されていない農薬に対して設定された一律基準（0.01ppm）は、国際的な許容量や諸外国の設定状況を参考に一律に設定されたもので、農薬ごとの特性を評価して設定された値ではない。

そのため、昨年の秋以降、シジミへの残留農薬が一律基準を超過する事例が発生し、全国的にも問題となっている。鳥取県、島根県ではシジミの出荷を自主規制するなどの対応を行ったが、漁業者の自助努力では回避できない想定外の損失が発生するなど、漁業者の経営的不安が増大している。

このことは、ポジティブリスト制度において国が定めた合理性に乏しい一律基準に起因していることによるものであり、制度を制定した国が責任をもって対応し解決すべき課題であると考えられる。

【提案の具体的内容】

1 農政改革の推進

平成17年3月に閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」に示された施策の着実な推進を図ること。また、経営所得安定対策等大綱において、「品目横断的経営安定対策」とともに平成19年度から導入された「農地・水・環境保全向上対策」については、本対策の定着に向けて地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

2 WTO交渉及び経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉

(1) 今後のWTO交渉においては、「農業の多面的機能の発揮」、「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。

特に、重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

また、過去に行われた輸入自由化の影響等を踏まえ、輸入農産物が国内需給や価格に悪影響を与え、国内農業を圧迫しないように、総合的な対策を講じること。

生鮮野菜等についても、農産物の特性を踏まえ、輸入急増等の事態に機動的・効果的に対応できるよう適切にセーフガードの措置を講じること。

(2) 今後の経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉においても、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。

3 米政策改革の推進

(1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が米政策改革の推進によって衰退することがないように、効率的な農産物の供給機能以外の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、更には農村の振興に配慮した措置を講じること。

(2) 平成19年度以降の米の需給調整(数量配分)の実施に当たっては、農業者・農業者団体等の意向や地域の実態を踏まえた、客観的かつ簡素で公平な配分方法にすること。

(3) 大豆、麦等の本格的な生産を進めるため、実需者ニーズに対応した品質と湿田等のほ場条件等にも対応した栽培適性を有する新しい優良品種の開発・普及を早急に進めること。

(4) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する支援を継続するほか、テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象とするなど、的を絞った効果的な普及啓発を推進すること。

4 農業農村整備事業の促進

(1) 農業の構造改革を加速化する観点から、ほ場整備、かんがい排水、畑地帯総合整備、農道整備などの農業生産基盤整備事業の促進について格段の措置を講じるとともに、近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

特に、中山間地域等における高付加価値型農業等を展開するため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的整備を進めるとともに、地方負担に対する所要の財源を措置すること。

(2) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農道整備・農業集落排水・中山間地域総合整備事業等の農村地域の生活基盤整備事業の促進に格段の配慮をするとともに、「ふるさと農道緊急整備事業」の制度を平成20年度以降も継続すること。

5 新たな担い手の確保・育成

新規就農者に対する就農開始当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の育成確保のための施策の一層の充実を図ること。

また、「品目横断的経営安定対策」に係る「過去の生産実績に基づく支払」に相当する対策については、将来、品目横断的経営安定対策の中で対応できるよう考慮すること。さらに、集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化するとともに、地域の実態に合わせた柔軟な対応を認めること。

6 家畜飼料の国内自給率の向上

濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と、自給飼料の増産を積極的に進めること。

7 国による関与・義務付けの廃止・縮小

国庫補助負担金改革に当たっては地方が真に主体的に事業を実施できるように、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図るとともに、国が直接実施したり団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に沿わない事業を創設しないこと。

8 森林整備に対する財源還元システムの構築と不在村所有森林対策の充実

(1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。

(2) 林地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進と不在村森林所有者の森林整備を推進する制度の創設を図ること。

9 公的造林事業の推進

中国地方における林業は、賃金をはじめ経営諸経費の増嵩、林業の採算性が低下するなど極めて厳しい状況にあり、一般林家を中心に経営意欲の減退を来たしている。

一方、森林整備法人等による公的造林事業についても、その大部分が融資で賄われ元金償還に要する資金さえも借換金で対応せざるを得ないのが現状である。

については、森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、農林漁業金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。また、森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の事業展開を支援する制度の創設を行うこと。

10 松くい虫防除事業の促進

松くい虫被害については、鋭意防除対策に努力し、年々減少してきているが、依然として終息状態には至っていない。このため、森林の機能低下が顕在化するとともに景観を損なうものとなっており、その対策は緊要の課題である。

については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するため、所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

11 ポジティブリスト制度の見直し等

(1) 残留農薬のポジティブリスト制度の一律基準の対象となった農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。

(2) 特に、シジミの問題解決に向けて魚介類における基準値設定を早急に行うこと。

(3) また、漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により漁業被害を生じた場合に、漁業者を救済するための損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

11 食の安全・安心対策の推進

(内閣府，厚生労働省，農林水産省)

【提案の要旨】

消費者の視点に立ち，食の安全と安心を確保するため，食品安全行政の見直しを推進すること。

特に，牛海綿状脳症（BSE）対策のため，牛肉等の安全確保措置を講じるとともに，高病原性鳥インフルエンザのまん延防止及びヒトへの感染を予防するための迅速な措置を講ずること。

【提案の理由】

1 消費者行政の推進

食品に係る法令には，JAS法，食品衛生法，景品表示法等多岐にわたり，行政としての整合性が十分に図られていない。

輸入食品の安全確保については，特に検疫所での検査が重要であり，国においても体制整備が進められているが，国内流通品から違反が発見されるなど十分とはいえない現状である。

消費者の食に対する信頼を回復するため，消費者の視点に立ち，消費者保護の観点から，食の安全と安心が確保されるよう監視体制の強化・充実を図る必要がある。

2 牛海綿状脳症（BSE）対策の推進

平成13年9月10日に国内で初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生し，同年10月18日からと畜される牛の全頭についてスクリーニング検査をしているところである。しかし，非定型BSEや21ヶ月齢の若い牛のBSE発生や，更には，アメリカでのBSE発生など，消費者の牛肉に対する不安感は完全に払拭されていないため，早期の原因究明が必要である。

また，国は食品安全委員会の21ヶ月齢以上の牛を検査対象とする答申を受け，全頭検査を緩和したが，国は消費者の不安感を解消するため，科学的知見に基づいた説得力のある説明を積極的に行う必要がある。

さらに，現在，米国産牛肉の輸入が再開されているが，貿易条件を遵守していることを証する衛生証明書がない牛肉やソーセージが確認されるなど，消費者の信頼を大きく損ねていることから，輸入時の検査体制の強化などが必要である。

また，現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが，消費者の安心を得るためには，十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図るとともに，外食等で提供されている全ての牛肉についても，消費者が国産・外国産（原産国）を選択できる仕組みが必要である。

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

高病原性鳥インフルエンザのように極めて伝播力が強く、迅速な対応が要求される家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病のまん延防止はもちろんのこと、国民の健康を守り、食の安心・安全に対する不安を払拭するための措置を講じることが必要である。

【提案の具体的内容】

1 消費者行政の推進

- (1) 食品表示に関する規定はJAS法、食品衛生法、景品表示法及び不正競争防止法と多岐に及び、法令により用語や定義が異なる表示項目、表示方法について、表示を見る消費者や表示を行う業者の立場に立って、早急に整合性の確保を図ること。
- (2) 消費者にわかりやすく信頼される表示制度を実現し、生産から流通販売まで一貫した不正を見逃さない監視体制を整備すること。なお、トレーサビリティシステムの導入に当たっては、地方公共団体や生産者、流通販売関係者などに過度の負担が生じないよう国の責任において構築すること。
- (3) 検疫所における検査体制をさらに充実強化すること。

2 牛海綿状脳症(BSE)対策の推進

(1) 発生原因の早期解明について

消費者及び生産農家の不安を解消し、効果的な対策を打ち出すため、BSEの発生原因を早期に解明すること。

(2) 牛肉の安全性の確保体制への継続支援について

食肉衛生検査所で実施するBSE全頭検査に対する財政支援について、継続して実施すること。

(3) 死亡牛全頭検査について

BSE検査経費や検査後の処理に係る経費について、地域の実態を十分踏まえ、これらの経費が新たな農家負担につながらないよう財源確保を図ること。

(4) 確認検査体制の整備について

牛海綿状脳症の確認検査は、全国各地の国の機関で速やかな対応ができるよう体制を整備すること。

(5) 米国牛肉の月齢緩和問題について

現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るため、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図ること。

(6) 安心の確保対策について

国内のBSE対策の見直し、及び外国(アメリカ、カナダ)からの牛肉の輸入条件の見直しに際しては、国民の安心を確保する観点から、十分な情報提供及びリスクコミュニケーションを実施すること。

国産・米国産の区別を明確にするため全ての料理提供業者等が、国産・外国産(原産国)の区別や素材の内容が確認でき、消費者が安心して選択できるような

仕組みを国の責任において構築すること。

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

(1) まん延防止及びヒトへの感染予防対策について

高病原性鳥インフルエンザの発生原因及び感染ルートの早期解明を図るとともに適切なまん延防止対策を講じること。

精度の高い迅速な高病原性鳥インフルエンザの診断方法を開発すること。

ヒトへの感染を予防するため高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザワクチン等の研究開発を行うこと。

(2) 風評被害の防止について

風評被害防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。

12 資源エネルギー対策の推進

(内閣府，財務省，経済産業省，資源エネルギー庁，環境省)

【提案の要旨】

- 1 原子力発電については，国民的な合意形成のもとに，一層の安全対策の確保に配慮すること。
- 2 電源立地地域の一層の振興を図るため，更なる電源三法交付金制度の見直しを図ること。
- 3 石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題に的確に対応するため地域における新エネルギー開発利用の促進を図ること。

【提案の理由】

国においては，国民生活の安定と経済活動にとって極めて重要なエネルギーの安定供給に鋭意取り組まれており，自治体としてもこのような国のエネルギー基本政策を理解し，協力してきているところである。こうした中で，今後は従来にも増して地球環境問題にも的確に対処しながら，長期的視点に立った総合的な資源エネルギー対策を推進することが必要である。しかしながら，原子力発電については平成14年8月に発覚した事業者による自主点検作業記録改ざん等の不正問題をはじめ，平成16年8月に起きた美浜発電所3号機事故，さらには，平成18年11月の国の点検指示により明らかになったデータ改ざんや事故隠し等は，原子力発電所等の安全性はもとより，国の安全規制に対する信頼を根本的に揺るがす極めて重大な問題である。

このため，今後原子力施設の安全確保はもとより，原子力に関する透明性の確保，積極的な情報公開など，国民の信頼回復に取り組み，国民的な合意形成に向けた住民理解の促進や一層の安全対策の強化を図るとともに，更には立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が必要不可欠である。

原油価格の高騰など昨今の厳しいエネルギー情勢を踏まえたエネルギーの安定供給の確保や，地球温暖化対策等の環境保全の重要性が一層高まっており，再生可能なクリーンエネルギーである新エネルギー等についても，さらに開発利用の促進を図る必要がある。

【提案の具体的内容】

1 原子力発電所に係る安全対策の推進

国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制のもとに，次の事項について原子力発電所に係る安全対策の推進を図ること。

- (1) 核燃料サイクルを含む原子力政策のあり方について，公正中立な情報の提供や徹底した情報公開，立地地域等でのシンポジウムの開催等により，国が前面に出た十分な説明責任を果たし，政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなどの民主化

を図り、政策に国民の意見を反映できる仕組みづくりを進めること。

- (2) 原子力発電所の安全性、信頼性を確立するため、事業者の安全管理や品質保証活動が充実・強化されるよう指導し、国の安全審査や評価体制が適切に機能するよう、安全審査の充実や審査内容の情報公開に積極的に取り組むこと。
- (3) 新たな耐震審査指針に基づき、厳正かつ速やかに既設の原子力発電所の耐震安全評価を行い、必要に応じ、事業者に対する対策の指示を行われたい。
- (4) 原子力発電所の事故防止や再発防止、更には高経年化の対応のため、原子力施設全体にわたって国自らが安全を確保するという観点から、検査項目、検査方法など、検査全般にわたって充実強化を図ること。
- (5) 核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努められたい。

また、プルサーマル計画については、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処すること。

2 電源三法交付金制度の充実強化

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

- (1) 交付単価の引き上げや交付期間の延長等を図ること。
- (2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

3 地域における新エネルギー等の開発利用の促進

石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題への的確な対応を促進するため、地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに、技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

とりわけ、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の水力発電に関する適用範囲について、現在、出力1,000kW以下となっている対象範囲を5,000kW以下に拡大すること。

13 商工会・商工会議所の合併の促進

(経済産業省，中小企業庁)

【提案の要旨】

小規模企業者のニーズの高度化・多様化等の環境変化に対応するため，商工会・商工会議所の合併を促進するための環境整備を図ること。

【提案の理由】

社会経済環境の変化に伴い，商工会・商工会議所には，小規模企業者の支援機関としての基礎的・地域密着型の事業のみならず，経営革新・創業支援などの新たな政策課題について専門的，広域的な対応が求められており，また，経済圏の広域化や市町村合併の進展などにより，「地域の総合的経済団体」としての商工会・商工会議所の存立基盤も大きく変化しつつある。

こうした中，商工会・商工会議所については，地域の商工業の実情に応じた広域的な連携協力体制の整備や組織再編（合併）によりその機能強化を図っていくことが必要である。

【提案の具体的内容】

- 1 商工会・商工会議所の合併に係る法制面の整備
 - (1) 商工会と商工会議所の合併に関する法的整備を行うこと。
 - (2) 商工会法に合併特例措置（役員定数及び任期等）を設けること。
- 2 商工会議所法に係る許認可権を都道府県に移譲すること。